

松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型サービスAの人員、設備及び
運営に関する基準を定める要綱

平成 28 年 10 月 27 日
告示第 299 号
改正 令和 3 年 3 月 31 日
告示第 138 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 の 5、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 第 2 号及び松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成 28 年松阪市告示第 296 号）第 4 条第 1 号アに規定する第 1 号訪問事業に係る訪問型サービスAに関する基準を次のように定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービスA 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業のうち緩和した基準によるものをいう。
- (2) 利用料 訪問型サービスに係る第 1 号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第 115 条の 45 の 3 の規定により訪問型サービスに係る第 1 号事業支給費が利用者に代わり当該訪問型サービスの事業を行う者に支払われる場合の当該訪問型サービスをいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(事業の一般原則)

第 3 条 訪問型サービスAの事業を行う者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(基本方針)

第 4 条 訪問型サービスAの事業は、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第5条 事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士、介護職員初任者研修等終了者又は市長が指定する研修受講者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数として、常勤換算方法で1人以上とする。

2 事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の訪問事業責任者は、介護福祉士、介護職員初任者研修等終了者又は市長が指定する研修受講者であって、訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に従事することができる。

4 事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAと指定訪問介護の事業又は訪問型サービスAと指定訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品)

第7条 事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、並びに訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAと指定訪問介護事業又は指定訪問型サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第8条 訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する重要事項の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し、又は第31条第2項に規定する電磁的方法により説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものと

する。

(心身の状況等の把握)

第 11 条 事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第 12 条 事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第 13 条 事業者は、介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第 14 条 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 15 条 事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 16 条 事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、当該訪問型サービスAの提供日、内容及び当該訪問型サービスAについて法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランに記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 17 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第 1 号事業費用基準額から当該事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第 1 号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 事業者は、前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第 18 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 19 条 事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第 20 条 事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 21 条 従業者は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第 22 条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 22 条の 2 事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービス A を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって訪問型サービス A を提供しなければならない。

3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、適切な訪問型サービス A の提供を確保する観点から、職場において行われる性的

な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第 23 条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(掲示)

第 23 条の 2 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項を掲示しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第 24 条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第 25 条 事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業者は、介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、地域包括支援センターの従業者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン上に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(苦情への対応)

第 26 条 事業者は、提供した訪問型サービス A に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した訪問型サービス A に関し、法第 115 条の 45 の 7 の規定により市が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を

受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 事業者は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第27条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第28条 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第28条の2 事業者は、虐待の発生またはその発生を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（記録の整備）

第29条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第8条に規定する訪問型サービスA個別計画
 - (2) 第16条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第20条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第30条 事業者は、当該訪問型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に訪問型サービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に、当該訪問型サービスAを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスAに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービスA等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(電磁的記録等)

第31条 事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第32条 この要綱に定めるもののほか、訪問型サービスAの基準に係る必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第22条の規定の適用については、同条中「重要事項」とあるのは、「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。